

鳥取 3 2 万石お城まつり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取 3 2 万石お城まつり事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和 4 2 年鳥取市規則第 1 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、貴重な文化・観光資源である鳥取城をテーマとした鳥取 3 2 万石お城まつり事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、補助金を交付することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取 3 2 万石お城まつり実行委員会とする。

(補助金の算定等)

第 4 条 本補助金は、補助対象事業に要する経費に 3 分の 2 を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。